

高松家庭裁判所委員会（第40回）議事概要

1 日時

令和6年7月24日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

伊藤佑将、大島雅弘、開原亜希子、櫛田崇弘、高宮英輔、和家剛

(2) 説明者

元木隆裕（主任家庭裁判所調査官）

(3) 事務担当者

田中一男（首席家庭裁判所調査官）、山西弘記（次席家庭裁判所調査官）、松岡正樹（首席書記官）、藤野明弘（事務局長）、柏井泰人（事務局次長）、瀬戸サユリ（総務課長）、土井環（総務課課長補佐）、佐古美雪（総務課係員）

4 議事（■委員長、○委員、●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「家庭裁判所調査官のウェブ調査について」に関する協議

ア テーマに関して、説明者が説明を行った。

○ウェブ調査を実施する際、画面に映る範囲に限られるため、実際に第三者が存在する可能性があるが、非公開性を担保するためにどのような方法で確認をしているのか。

●ウェブ調査を打診する際に、留意事項を口頭で説明の上、遵守していただけるかを確認しており、当事者の特性等も踏まえて、実施するかについて判断している。ウェブ調査の実施に当たっては、開始前にノートパソコン等を持ってもらって、部屋を見える限りの範囲で映していただく方法で第三者がいないことを確認している。

○少年事件について実際の活用例があれば紹介いただきたい。

●現在、少年事件に関しては、関係機関及び付添人とはウェブ調査を利用できるが、高松家裁ではまだ実施例がない。今後、関係機関と調整をしながら、効果的な調査の在り方を検討したい。

○私の経験したウェブ会議は、メールで送られたURLをクリックしてシステムをダウンロードしてから開始するというようなものだったが、裁判所もメール等を活用しているのか。

●裁判所から送るメールに表示されたURLをクリックしてシステムに接続してもらう方法と、書面等適宜の方法でIDとパスワードをお伝えしてシステムに接続してもらう方法がある。いずれの方法を利用するかは、利用者の状況を考慮して判断している。

○パソコンだけではなく、スマートフォンを利用することもあるのか。

●パソコンでもスマートフォンでも利用することができる。

■ウェブ調査とは局面が異なるが、家事調停でも当事者がウェブ会議を利用する方法があり、スマートフォンを使用される方が多くなっている。特に若い方はスマートフォンの利用が日常的になっていると感じる。

裁判所では、裁判のデジタル化を最重要課題として押し進めているところであるものの、自分自身は典型的なデジタル弱者だと感じていて、デジタル機器の使用に恐怖心がある。

委員の職場等におけるウェブ会議の活用状況を教えていただきたい。また、その際のメリットやデメリット、配慮事項や工夫等を紹介していただきたい。

○報道業という特性上、様々な方を取材する機会があるが、オンライン取材が増えて、遠方の専門家の方々の御意見を伺えるようになったのは、コロナ禍以降ではないかと思う。専門家の意見を聞いたり、説明を受けたりする分には良いが、内面的な部分や感情が伝わりづらいと感じている。物理的に行くことができないので仕方がないが、その人の内面を映したい、引き出したい場合には、

直接会ってお話を聴いて取材したいという思いがある。オンライン会議は現場の雰囲気も含めて相手の反応があまり見えず、発言していて不安になることがあるため、苦手な面がある。

■感情の動き等非言語的な情報を捉えることは、調査官業務において非常に難しいけれども大事な部分であり、ウェブ調査の利用に当たっての検討課題や問題意識は委員の皆さんが抱えるものと共通しているように思う。

○若者はスマートフォンを操作して容易にサイトに辿り着くことができるが、多くの方は機器の設定や操作が複雑そうだと思っていると思う。操作問題がなければ非常に便利で、出張しなくて良いので、職場でアクシデントがあってもすぐに対応できるというメリットがある。オンラインと参集のハイブリッド方式の研修が設定されることがあり、オンラインを選択すべきと思いつつ、操作に苦手意識を持っているため参集を選択してしまう。

私の職場では、機器の操作が苦手な人をサポートするため、誰が見ても理解できる詳細な手順書が提供されている。会議によって Teams や Webex などツールが違うため、オンライン研修は緊張するが、事前の説明があれば苦手意識も軽減されるのではないかと思う。

■時間と場所の制約からの解放やスピード感というウェブ会議のメリットは理解しつつも隘路があるという点は裁判所と共通している。

○うまく接続できていても途中で接続トラブルが起きることもある。トラブル対応やノウハウといった点も事前説明があるとありがたい。

○県内在住の保護者と県外施設に入所している子供のやり取りは、これまで電話がほとんどだったが、コロナ禍でウェブ会議を利用した親子交流をしたところ好評だった。保護者からは、電話だけでは分からない子供の表情が見えて良かったとの意見があり、電話では少ししか喋らなかった子供にも変化があり、電話より良いと感じた。自分は年代的にウェブ会議の利用に抵抗があるが、子供達はスマートフォンの画面越しに会話をすることに慣れていて、抵抗感が全

くないと感じている。2019年頃から小中学校にタブレットが導入され、近年はオンライン授業が当たり前になっていて、先ほど紹介したウェブ会議を利用した親子交流の際も、子供側は全く抵抗がなく、親側が対応できるか心配に感じた。今後、社会全体としてウェブ利用の抵抗感がなくなっていけば、利用しやすくなると感じている。

■世代の違いによってウェブ環境に対する受け止め方や接する作法が全く違うと思うことがある。ウェブを通じたコミュニケーションが基本形態のように考えている若い世代に対しては、こちらの感覚を変えなければ話が通じないことがある。

○コロナ禍を経て、デジタル化の大きな流れがあるのと利便性のメリットが大きいことから、ウェブ会議の活用が当たり前となっているが、民間企業には経費削減という大きな目標がある。私の会社は全国各所に支社があり、社内会議はウェブ会議を利用する機会が非常に多い。毎日どこかの部署で誰かがウェブ会議をしており、ウェブ会議の活用が当たり前という状況にある。オンラインで会話や情報を伝えることについて不安はないが、対面でなければ伝えられないこともある。コロナ禍前は、必ず出張に行って、全国各所の社員と顔を合わせて意見交換を行い、その流れで会議後に懇親を深めて情報交換を行うことができた。対面で会話をすることで、例えば相手の表情や息遣いを感じて互いに分かり合える部分があるが、オンラインではそういった部分が希薄になる面がある。そういった意味で、絶対に対面で行うべき調査があると思う。調査方法として選択肢が増えたけれども、ウェブ調査を実施するか否かの見極めが非常に難しいという悩みは私達と共通している。

■地方裁判所の民事訴訟や刑事訴訟は、基本的には法律の要件に当たる事実があったか否かや、過去を振り返って事実を確定する点に非常に大きなウエイトがあるが、家庭裁判所は、家事事件においても少年事件においても、人間の表面的な理解だけでは済まず、その人の生き方そのものに関わらなければならな

い面があり、特に家庭裁判所調査官はそういった色彩が強い領域の仕事なのだろうと思う。調査官調査では必ずしも言語に反映できないような、人間の機微にわたるような面を捉えなければならず、ウェブ調査とは元々相性が悪いところが若干あるかもしれない。しかし、現代社会における時間の使い方や社会の動き等を考えると、もはやデジタル化を知らなかった時代には戻れないところもあり、そのバランスをどう取れば最適なのか、裁判所も委員の職場でも同じ悩みを持っている。

対面のコミュニケーションにおける重要性が最後まで残る領域があることは共通認識であるが、それと同時にウェブ会議の活用はもはや避けて通ることができない状況にある。できれば対面で会って話をしたいが、それが叶わないという状況の下で、話題や協議をウェブ会議を通じて深めていく際に、対面と比べて特に配慮している事項やデジタルの弱点を補うべく工夫している事項等を教えていただきたい。

○対面と比べて特に気をつけることというか間違えやすい点として、認識の違いが起きることがある。そのため、事実確認の際に復唱して、相手の認識を確認するようにしている。対面であればすぐに確認できるが、オンラインで喋る際にはしっかり事実確認をしないと自分の理解が合っているかどうか自信が持てない場面があるため、取材の際には理解度や認識について確認するようにしている。

■相手と意見や意思が通じ合っているか否かは、しばしば相手の顔色を見ないと分からないところがあるため、その点は重要な工夫の一つだと思う。

○検察庁で取扱う事項は非常に機微に触れるものが多いため、現時点では、全国的な会議や意見交換会は内部でクローズされているシステムを利用している。また、外部の方と接触する際にウェブ会議を利用することはほぼない。刑事手続のIT化が想定されており、そのタイミングで、遠方の方の取り調べや事情聴取の方法が劇的に変わらざるを得ないが、秘密保全やプライバシー保持のコントロー

ル、非公表性の担保が問題となる。ウェブ会議は第三者でもアクセスできて利便性に優れている面があるものの、秘匿性の見地で問題を生じうるので、どのように実践していくのかは悩ましい。他方、対面でなければならないものばかりだと、結局ウェブの利便性を活かすことができない。現在想定されるのは、おそらく対外的な機関であっても、官公庁あるいは相応の規模の組織であったり、クレディビリティの高い機関とのやり取りでウェブ会議を利用することはあり得るのかもしれないが、個人情報にどこまで触れられるのか。少年事件の調査でウェブ会議を活用されるのであれば、どういうケースの調査を行うのかという点は非常に関心が高い。おそらく家庭裁判所でも家事事件に比べて少年事件はより機微に触れるというか、対象者の情緒的な面も含めて慎重に検討されていると思っており、活用時の問題点や非常に良かった点等の蓄積には大変関心がある。

■やはりウェブ会議の利便性や便利さというのは誰もが疑わないけれども、その裏側にデメリットや危険性が常に伏在しているという面は忘れてはいけないと改めて感じた。

ところで、高松家裁のウェブ調査について、実施件数がそれほど多くないかもしれないが、1回当たりウェブ調査に要する平均的な時間について紹介いただきたい。

●これまで実施したウェブ調査は、おおむね1時間弱で終了している。今後、活用が増えて、紛争性のある事件や複雑な内容の事件が対象となれば、通常の対面の調査では2時間を超える場合もあるため、ウェブ調査でも同様になり得ると考えている。

■委員の職場で、パソコンあるいはスマートフォンの画面を通して、2時間以上にわたって議論やコミュニケーションを図る例はあるか。

○オンラインインタビューは1時間程度であるが、社内会議になると、普通に2時間を超える。もともと、それはある程度大人数の会議であり、1対1で2時間の議論を行うことはない。

■当事者や少年、保護者といった様々な年齢層の方と長時間ウェブ調査を実施する場合、途中で適宜休憩を取ってもらわなければ付き合いきれないと思うのが一般的だろうか。ウェブ調査に対する許容力がどの程度あるのだろうか。

○ゲームなら許容できても、パソコンの画面を見続けることは、画面を見ているだけで疲れてしまうため、なかなか厳しい。

■パソコンやスマートフォン等を利用するインターネット時代において、コミュニケーションの仕方が軽くなったような印象を持つことはないか。デジタル化が進んだ時に、パソコンやスマートフォンを通じて行われるべきコミュニケーションのあり方はどういうものなのかを十分掴み切れていない面もあり、これからの課題だと思っている。

児童相談所において、ウェブ会議を通じて法的な説明をせざるをえないような局面はあるか。

○電話で済ませられない事案では、直接会って説明している。まずは電話で簡単な説明をしたとしても、法的な事項は直接会って説明することになると思う。

■法的説明に及ぶ部分はウェブ会議に親しまないと実感されているか。

○相手にしっかり伝わっているのか、これで済ませて良いのかという部分で、やはり会って説明するという判断になると思う。

■ウェブ会議システムを通じて調査官が調査したり、あるいは裁判所の人間が一般人と接する際に、どうしても法律的なボキャブラリーで説明しなければならない場面がある。それは簡単なことではないと感じていて、理解してもらうために、工夫すべき点があればと思って質問した。

委員の組織において、この種の会議はウェブ会議に親しまないため絶対にやらないといった取り決めがあるか。また、絶対に対面で行わなければならない種類のコミュニケーションがあり得るとすれば、それはどのようなものか。

○これまでも遠隔地の方とは電話を使用しており、その中にウェブ会議という新しい媒体が入ってきて、対面に近いものの対面で得られていた情報の一部し

か得られず、情報管理の問題も生じる。例えば、かなり慎重な取り扱いが求められる情報であっても、これまでは電話を使用してきており、そのような情報のやり取りをする場合にウェブ会議を使用してはいけないのか分からない面がある。ウェブ会議が対面の代替的なイメージであるが故に、対面と同じ感覚で利用することにやや抵抗感が生じる場合もあり、きれいな線引きをしづらいイメージがある。例えば、電話でも、全く知らない相手と関係性が構築できた相手とでは話す内容が変わるように、ウェブ会議においても誰とどのような形でコミュニケーションをとるのかという問題になるのではないかと。

取材をする場合に、専門家の意見を純粋に聞きたい場合と踏み込んでしっかり情報を聴取したい場面があると想定したときに、対面であればある程度関係性を構築し、信頼関係を得てから機微に触れるような内面的な部分を取材するイメージがあるところ、それをウェブ会議で行う場合には様々な制約があると思う。初対面の方や関係性が浅い方とコミュニケーションをとる場合、対面の場合よりも時間が長くなると想定されるが、取材対象者との関係性の作り方で、対面とウェブ会議とで異なることや感じるものがあれば教えていただきたい。

○ウェブ会議を利用して機微に触れる情報を取材することは電話以上に抵抗感がある。電話で最終確認することはよくあっても、ウェブ会議を利用した確認はしていない。電話で話すのとオンラインで顔を見てやり取りするのは違うと思う。

○私も大体同じで、オンラインが第一選択肢となることがまずない。まずは電話でお互い理解した中で、次の打合せはウェブ会議を利用するという段階を踏むことが一般的だと思う。

また、当社において、この種類の会議はウェブ会議を禁止するといった社内規定のようなものはない。内容的に非常にセンシティブな打合せやセキュリティ面で懸念がある会議が対面になることはある。また、他社の例ではあるが、情報漏

洩のリスクを考慮して、あるウェブ会議システムを使用禁止にしているところもある。

今回、ウェブ調査が議題になっているが、スマートフォンで、LINE のテレビ電話方式に類するものを利用する調査を検討されたことがあるのか教えていただきたい。

●裁判所がウェブ調査を行うシステムとして導入している Teams はセキュリティ対策が講じられたものという前提で使用している。無料で使用できるビデオ通話の使用は想定されていないし、使用してはいけないという整理になっている。

■パソコンの画面に顔が映ることについて電話ほどの安心感が得られない理由は何か。電話と画面に顔を映しての会話は本質的に違うと感じてしまうが、どこにその違いがあるのか、考えるとよく分からなくなってくるし、若い世代には全く別の見え方をしているかもしれない。現代社会におけるデジタルとの付き合い方の基本的な作法や温度感について、社会通念上どこにマジョリティがあるかをこれから探っていく必要があると感じた。

○若い世代はデジタルネイティブであり、コロナ禍を経たこともあって、ウェブ会議の使用に対して抵抗感が比較的少ないという感覚を持っている。電話は使い慣れていて、電話によって情報が漏れてリスクが生じたということもないし、コミュニケーションツールとしての安心感や信頼感が情緒的にも感覚的にもあるのかもしれない。それに対し、ウェブ会議は安心感がまだなくて、どのようなものなのか分からないところに恐れが生じるのかもしれない。ウェブ調査に対する不安感を解消するには、活用して、仮に具体的なリスクが生じた場合には対策を考えていくことになるのではないか。ウェブ会議を使用することに抵抗感しか感じない世代がいる一方で、学習やコミュニケーションツールとしてスマートフォンやウェブを使用してきた世代にとっては、それを使用しないとはなんて不便なことをしているのだろうと考えるかもしれない。様々な抵抗感があるかもしれないが、それを乗り越えてウェブ調査を活用していただき、

その実施状況に関心を持って見させていただきたい。

○子供達と関わる施設としての立場から申し上げると、身上保護や面会交流等の場面で、子供であれば15分間も集中力が続かなかったり、小中学生くらいになったとしても、気持ちが向かないと調査官と向かい合って本心で話ができるか難しいところがある。ウェブ会議が誰に向いているのか見極めが必要という話も出たが、保護者や学校関係者との間のウェブ会議は有効だと思う。ただ、子供達なりに発言したとしても、その背後に保護者がいたり、調査後の子供の状況を考えると、やはり子供や少年に対しては、ウェブ調査よりは、非言語情報を把握しながら子供の思いや仕草を汲み取っていただけるような対面調査が望ましいと思う。子供に対する調査は慎重に検討していただくようお願いしたい。

(3) 次回期日及び次回テーマ

今回は、「若手職員にとって働き甲斐のある職場とは」をテーマに、令和6年12月18日（水）午後1時30分から開催することとした。